

令和2年5月19日

学生，教職員各位

国立大学法人上越教育大学長
(危機管理対策本部 本部長)

川崎直哉

院生研究室を除く本学施設の使用制限解除について（通知）

改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき，全都道府県に発令されていた「緊急事態宣言」が，「特定警戒都道府県」である北海道，埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県，京都府，大阪府，兵庫県を除く39県で，令和2年5月14日（木）に解除されました。

つきましては，院生研究室（同様の使用形態で学部生に供している部屋を含む。以下同じ。）を除き，5月20日（水）から本学施設の使用制限を解除することとしましたので，マスクを着用し，手洗いや人と人との距離の確保などの基本的な感染対策を徹底の上，利用してください。

なお，院生研究室については，引き続き，5月31日（日）までの間，使用を禁止していますので，御理解と御協力をお願いします。